

平成27年度

法務省事前評価実施結果報告書（要旨）

平成27年8月

法 務 省

## 目 次

|   |                        |   |
|---|------------------------|---|
| 1 | 法務省の政策体系               | 1 |
| 2 | 平成27年度事前評価実施結果報告書      |   |
|   | (1) 法務に関する調査研究         |   |
|   | 再犯者の実態と再犯防止対策に関する総合的研究 | 5 |
|   | 粗暴犯に関する研究              | 6 |
|   | (2) 施設の整備              |   |
|   | 岡山地方法務局新営工事            | 7 |
|   | 沼津法務総合庁舎新営工事           | 8 |

## 政策体系

### 基本政策

#### 政策

#### 施策

### I 基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，司法制度改革の成果の定着を図り，司法の機能を充実強化する。）

(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民の権利の適切な実現に資するため，紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう，裁判外の紛争解決手続について，その拡充及び活性化を図る。）

(4) 法教育の推進（国民一人ひとりが，法や司法の役割を十分に認識し，法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに，司法の国民的基盤の確立を図るため，法教育を推進する。）

3 法務に関する調査研究（内外の社会経済情勢を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制の

整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。)

- (1) **法務に関する調査研究** (内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定, 国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。)

## II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持 (犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。)

### 4 検察権の適正迅速な行使 (国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により, 社会の平和を保持し, 個人及び公共の福祉を図る。)

- (1) **適正迅速な検察権の行使** (刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い, 裁判所に法の正当な適用を請求し, 裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。)
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営** (検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため, 検察運営の全般にわたって改善を加え, 検察機能のより一層の強化を図る。)

### 5 矯正処遇の適正な実施 (被收容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため, 適正な矯正処遇を実施する。)

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備** (矯正施設の適正な管理運営を維持するため, 各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに, 研修, 訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。)
- (2) **矯正施設における收容環境の維持及び適正な処遇の実施** (被收容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため, 被收容者の個々の状況に応じて, 收容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。)
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施** (職員の業務負担の軽減を図るとともに, 矯正処遇の充実を図るため, 民間委託等を実施する。)

### 6 更生保護活動の適切な実施 (犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図るとともに, 犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。)

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等** (保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため, 社会内において適切な処遇を行うとともに, 犯罪や非行のない地域社会作りのため, 犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。)
- (2) **医療観察対象者の社会復帰** (心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため, 医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。)

### 7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 (公共の安全の確保を図るため, 破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為

を行った団体の規制に関する調査，処分の請求及び規制措置を行う。)

- (1) **破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施**（公共の安全の確保を図るため，破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査，処分の請求及び規制措置を行うとともに，その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。)

**8 団体の規制処分の適正な審査・決定**（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。)

- (1) **団体の規制処分の適正な審査・決定**（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に關し，適正な審査及び決定を行う。)

### III 国民の権利擁護

**9 国民の財産や身分関係の保護**（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに，円滑な運営を行う。)

- (1) **登記事務の適正円滑な処理**（不動産取引の安全と円滑，会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに，登記に関する国民の利便性を向上させるため，登記事務を適正・円滑に処理する。)
- (2) **国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理**（我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため，国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し，これを適正・円滑に運営する。)
- (3) **債権管理回収業の審査監督**（暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し，適正な債権管理回収業務を実施させるため，債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに，債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため，債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。)

**10 人権の擁護**（人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。)

- (1) **人権の擁護**（人権が尊重される社会の実現に寄与するため，人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど，国民の人権の擁護を積極的に行う。)

### IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

**11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理**（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して，統一に対処し適正な調和を図る。)

- (1) **国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理**（国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため，国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。)

### V 出入国の公正な管理

12 **出入国の公正な管理**（出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに、不法滞在者等を生まない社会を構築する。）

- (1) **出入国の公正な管理**（我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。）

## VI 法務行政における国際化対応・国際協力

13 **法務行政における国際化対応・国際協力**（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) **法務行政の国際化への対応**（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) **法務行政における国際協力の推進**（国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。）

## VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

14 **法務行政全般の円滑かつ効率的な運営**（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) **法務行政に対する理解の促進**（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) **施設の整備**（司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。）
- (3) **法務行政の情報化**（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) **職員の多様性及び能力の確保**（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

## 平成27年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成27年8月

担当部局名：法務総合研究所総務企画部企画課

|                                 |   |                              |
|---------------------------------|---|------------------------------|
| <b>施策名</b>                      | 法務に関する調査研究（再犯者の実態と再犯防止対策に関する総合的研究）<br>(評価書5頁)   | <b>政策体系上の位置付け</b><br>I-3-(1) |
| <b>事業の概要</b>                    | 再犯者の実態について、特に出所後2年以内に刑務所に再入所した者を中心に、その実態を明らかにし、再犯防止対策及び処遇の在り方を検討するために有益な基礎資料を提供する。  |                              |
| <b>評価方式</b>                     | 事業評価方式  |                              |
| <b>政策評価の結果の概要</b>               | <p>本研究は、再犯者の実態について、特に出所後2年以内に刑務所に再入所した者を中心に、その実態を明らかにし、再犯防止対策及び処遇の在り方を検討するために有益な基礎資料を提供することを目的とし、この目的の是非及び達成の見込みについて、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による評価を受けた。</p> <p>本研究の調査対象者である出所後2年以内に刑務所に再入所した者の実態調査は、法務省の重要施策である「再犯防止に向けた総合対策」と密接に関連するものであり、同対策では、5年後（平成29年度）の見直しが予定されており、各種施策の見直し作業を効果的に進めるためには、その前提として、近年における再犯者の実態や処遇状況等を調査研究し、見直しのための基礎資料として提供することが必要不可欠であることから、早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。また再犯研究については、これまでも先行研究はあるものの、出所後2年以内に刑務所に再入所した者を調査対象とし、その者たちの実態や処遇状況等を網羅的に調査研究したものはかつてなく、さらにその実態把握のためには、全国に関係機関を有する法務総合研究所以外の研究機関等において代替する研究を実施することは著しく困難である。</p> <p>本研究の計画では、2年以内再入者に対する調査から、その者の実態及び処遇状況や再犯の関連性等を明らかにすることとし、調査研究においては、法務総合研究所研究部研究官・研究官補に加え、共同研究者として、刑事政策、統計分析等の分野による外部有識者の協力を得て行うこととしており、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。また本研究で用いる基礎データの入手は、法務省機関等としての利点を活かしたものであり、実態調査についても法務省の関係部局の協力を得て実施する予定であるため、研究手法は費用対効果の観点からも十分に合理的なものとなる見込みである。本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」の見直し作業のための基礎資料を提供するものであり、法務省を始めとする行政機関等の施策の立案・改善において大いに利用される見込みがあるだけでなく、再犯防止は、刑事政策における最大の課題であり、大学の研究等においても大いに利用されることが見込まれる。</p> <p>上記のとおり、本研究は、必要性、効率性及び有効性の観点から高く評価でき、研究評価検討委員会における評点の合計は70点中64点であったことから、評価基準に基づき「大いに効果があることが見込まれる」と認められ、上記研究目的を達成することが見込まれると評価することができる。</p> |                              |
| <b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</b> | <b>施政方針演説等</b>  | <b>年月日</b>                   |
|                                 | 再犯防止に向けた総合対策  | 平成24年7月20日（犯罪対策閣僚会議決定）       |
|                                 | <b>記載事項（抜粋）</b>   |                              |
|                                 | 第3-3-(1)再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施  |                              |

## 平成27年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成27年8月

担当部局名：法務総合研究所総務企画部企画課

|                          |  |  |
|--------------------------|--|--|
| 施 策 名                    | 法務に関する調査研究（粗暴犯に関する研究）<br>(評価書11頁)  | 政策体系上の位置付け<br>I-3-(1)  |
| 事業の概要                    | 粗暴犯の実態を明らかにし、暴力等の問題性が大きい対象者の指導及び支援を充実強化するための基礎資料を提供する。   |  |
| 評価方式                     | 事業評価方式   |  |
| 政策評価の結果の概要               | <p>本研究は、粗暴犯の実態を明らかにし、暴力等の問題性が大きい対象者の指導及び支援を充実強化するための基礎資料を提供することを目的とし、この目的の是非及び達成の見込みについて、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による評価を受けた。</p> <p>粗暴犯については、法務省の重要施策である「再犯防止に向けた総合対策」において、対人暴力等の問題性が大きい者について、その問題性を早期に把握し、適切な処遇・指導を実施することが重点施策として明示されているなど、法務省の重要施策である再犯防止対策に密接に関連しており、本研究を実施する必要性は極めて高い。また近年、粗暴犯の実態解明に焦点を当てた網羅的な調査研究は行われていないことに加え、粗暴犯を繰り返す傾向のある犯罪者の特性を把握するために対象者の意識等を調査分析した例も、これまで見当たらず、それらの調査のためには、全国に関係機関を有する法務総研以外での研究機関等において代替する研究を実施することは著しく困難である。</p> <p>本研究の計画では、粗暴犯により保護処分の対象となった少年や問題性の大きい粗暴犯の受刑者等に対する調査により、それらの者の実態等を明らかにすることとし、調査研究は、法務総合研究所研究部研究官・研究官補により実施する。また本研究で使用するデータは、法務省機関等が保有する公的記録に基づき収集されるもので信頼性がある上、その分析は統計学的に妥当な手法を用いて行う予定であり、研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。</p> <p>さらに、本研究に用いるデータの入手方法は、法務省機関としての利点をいかしたもので、その分析手法も、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであって、研究手法は費用対効果の観点から十分に合理的なものとなる見込みである。本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」や「世界一安全な日本」創造戦略に沿ったものである上、粗暴犯に焦点を当てた調査研究は乏しく、粗暴犯の実態等は十分に解明されているとは言えない状況にあるため、同対策を所管する部局による法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に、大いに利用されることが見込まれる。</p> <p>上記のとおり、本研究は、必要性、効率性及び有効性の観点から高く評価でき、研究評価検討委員会における評点の合計は70点中67点であったことから、評価基準に基づき「大いに効果があることが見込まれる」と認められ、上記研究目的を達成することが見込まれると評価することができる。</p> |  |
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの） | 施政方針演説等  | 記載事項（抜粋）   |
|                          | 再犯防止に向けた総合対策   | 平成24年7月20日（犯罪対策閣僚会議決定）<br>第3-1-(6) 暴力団関係者等再犯リスクの高い対象者に対する指導及び支援<br>第3-3-(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施 |



## 平成27年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成27年8月

担当部局名：大臣官房施設課

|                                 |   |                                 |                        |                         |
|---------------------------------|---|---------------------------------|------------------------|-------------------------|
| <b>施策名</b>                      | 施設の整備（岡山地方法務局新営工事）<br>(評価書24頁)  | <b>政策体系上の位置付け</b><br>VII-14-(2) |                        |                         |
| <b>事業の概要</b>                    | 司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。 |                                 |                        |                         |
| <b>評価方式</b>                     | 事業評価方式  |                                 |                        |                         |
| <b>政策評価の結果の概要</b>               | 事業計画の必要性、事業計画の合理性、事業計画の効果の観点から事前評価を実施した結果、新規採択事業としての要件を満たしている。  |                                 |                        |                         |
|                                 | 評価の観点<br>(基準)   | 事業計画の<br>必要性<br>(100点以上)        | 事業計画の<br>合理性<br>(100点) | 事業計画の<br>効果<br>(100点以上) |
|                                 | 名称  | 岡山地方法務局新営工事                     | 103点                   | 100点                    |
| <b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</b> | 施政方針演説等   | 年月日                             | 記載事項(抜粋)               |                         |
|                                 | -----   | -----                           | -----                  |                         |
|                                 | -----   | -----                           | -----                  |                         |

## 平成27年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成27年8月

担当部局名：大臣官房施設課

|                          |   |                          |                        |                         |
|--------------------------|---|--------------------------|------------------------|-------------------------|
| 施 策 名                    | 施設の整備（沼津法務総合庁舎新営工事）<br>(評価書35頁)   | 政策体系上の位置付け<br>VII-14-(2) |                        |                         |
| 事 業 の 概 要                | 司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。 |                          |                        |                         |
| 評 価 方 式                  | 事業評価方式  |                          |                        |                         |
| 政 策 評 価 の 結 果 の 概 要      | 事業計画の必要性，事業計画の合理性，事業計画の効果の観点から事前評価を実施した結果，新規採択事業としての要件を満たしている。  |                          |                        |                         |
|                          | 評価の観点<br>(基準)   | 事業計画の<br>必要性<br>(100点以上) | 事業計画の<br>合理性<br>(100点) | 事業計画の<br>効果<br>(100点以上) |
|                          | 名称  |                          |                        |                         |
|                          | 沼津法務総合庁舎新営工事  | 113点                     | 100点                   | 121点                    |
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | 施政方針演説等   | 年月日                      | 記載事項(抜粋)               |                         |
|                          | -----   | -----                    | -----                  |                         |
|                          | -----   | -----                    | -----                  |                         |